

# 令和5年第10回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和 5年10月26日（木）

午後2時45分

場 所 湧別町文化センターさざ波

多目的ホール

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 5年 9月13日		
2	招集の期日	令和 5年10月26日		
3	会 期	令和 5年10月26日から 令和 5年10月26日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	3 名		
6	欠席委員氏名	岩佐委員		
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	6 件	6 件	0 件	0 件
	計			
	6 件	6 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和5年教育委員会第9回定例会会議録の承認について
報告第1号	教育委員会委員の任命の同意について
報告第2号	令和5年度全国学力・学習状況調査の結果の公表内容について
議案第1号	湧別町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第2号	湧別町立学校養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について
議案第3号	湧別町部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について

承認第1号

令和5年教育委員会第9回定例会会議録の承認について

記

署名委員 森 谷 和 洋 氏より報告

令和5年10月26日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

## 報告第1号

### 教育委員会委員の任命の同意について

湧別町教育委員会の委員について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、次の者の任命について、議会の同意が得られたので報告する。

### 記

#### 1 任命される者

住 所	氏 名	生年月日	任期
湧別町上湧別屯田市街地 197番地の3	井 上 久 恵	昭和37年1月30日	4年

2 任 期 令和5年12月1日から令和9年11月30日まで

3 議 決 日 令和5年9月13日（令和5年第3回湧別町議会定例会）

令和5年10月26日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

## 報告第2号

### 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果の公表内容について

令和5年度全国学力・学習状況調査の結果の公表内容について、次のように報告する。

#### 記

- 1 結果公表の内容  
別紙のとおり
- 2 結果公表の時期  
11月10日
- 3 結果公表の方法  
湧別町ホームページ及び町広報紙に掲載する。

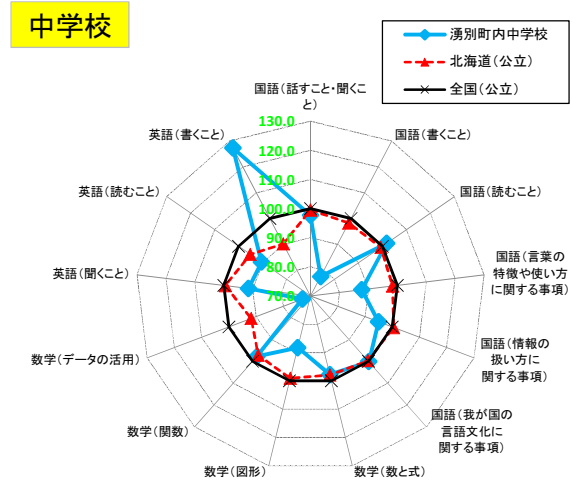
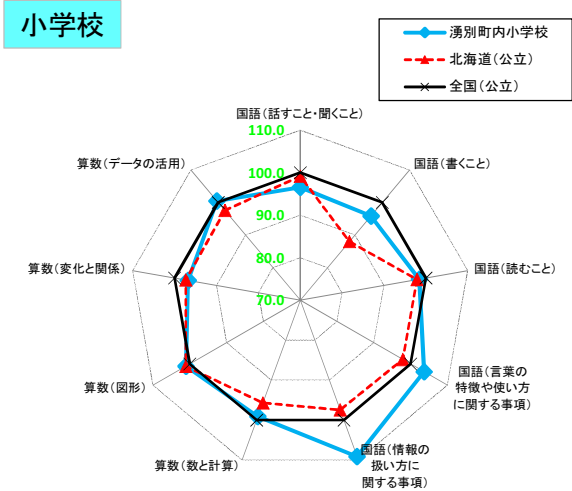
令和5年10月26日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

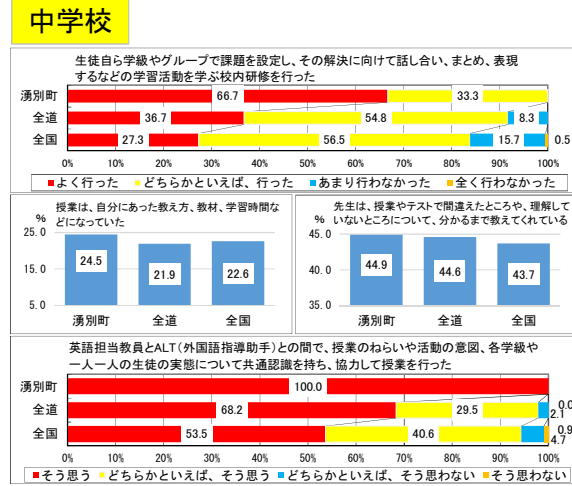
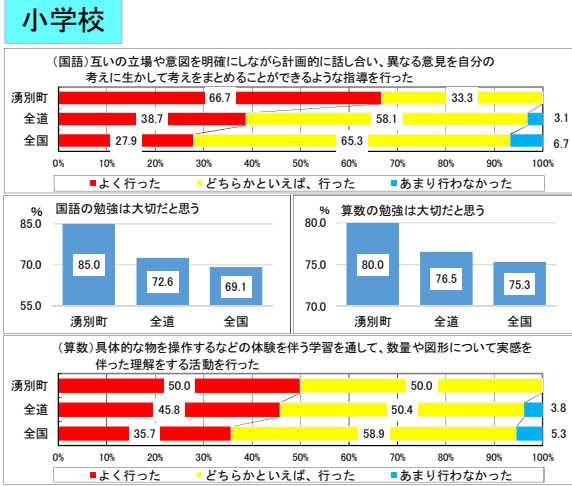
■湧別町内の状況及び学力向上策（小学校数：6校、児童数：39人）（中学校数：3校、生徒数：49人）

【教科全体の状況】

教科の領域別に全国を100とした場合の全道及び市町村の状況をレーダーチャートで示したもの  
 （市町村の平均正答率÷全国（公立）の平均正答率×100で算出）



【質問紙の状況】



【上記結果の考えられる要因の分析】

### 小学校

国語の授業において、互いの立場や意図を明確にしなが  
ら計画的に話し合い、異なる意見を自分の考えに生かして考  
えをまとめることができるような指導を行ったことにより、学習  
内容の理解が深まり、国語の勉強は大切だと思うと回答した  
児童の割合が全国及び全道を上回るとともに、国語では、  
「言葉の特徴や使い方に  
関する事項」「情報の扱い方に  
関する事項」で全国及び全道の平均正答率を上回ったと考えら  
れる。

算数の授業において、具体的な物を操作するなどの体験  
を伴う学習を通して、数量や図形について実感を持った理解  
をする活動を行ったことにより、学習内容の理解が深まり、算  
数の勉強は大切だと思うと回答した児童の割合が全国及び  
全道を上回るとともに、算数では、「図形」「データの活用」の  
領域で全国及び全道の平均正答率を上回ったと考えられる。

### 中学校

生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向  
けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を学ぶ校内  
研修を行ったことにより、授業改善が図られ、授業は、自分  
にあった教え方、教材、学習時間などになっていたと回答した  
生徒の割合が全国及び全道を上回るとともに、国語では、  
「読むこと」の領域及び「我が国の言語文化に関する事項」で  
全国及び全道の平均正答率を上回ったと考えられる。

英語の授業において、英語担当教員とALT(外国語指導助  
手)との間で、授業のねらいや活動の意図、各学級や一人  
一人の生徒の実態について共通認識を持ち、協力して授業を  
行ったことにより、授業改善が図られ、先生は、授業やテスト  
で間違えたところや、理解していないところについて、分かる  
まで教えてくれていると回答した生徒の割合が全国及び全道  
を上回るとともに、英語では、「書くこと」の領域で全国及び全  
道の平均正答率を上回ったと考えられる。

【湧別町の学力向上策】

- ◎ 湧別町型学校力向上事業に基づく授業公開や研修事業の実施
- ◎ 全国学力・学習状況調査等を活用した授業改善や学習習慣の確立
- ◎ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学び合いの授業やICT端末の効果的な活用
- ◎ 学力向上支援員や特別支援教育支援員等の配置の充実
- ◎ 長期休業を活用した高校生ボランティア学習サポートの実施
- ◎ 学校図書館支援事業による読書活動の推進

## 議案第 1 号

湧別町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

湧別町立学校管理規則（平成 2 1 年教育委員会規則第 1 1 号）の一部を改正する規則を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和 5 年 1 0 月 2 6 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

### 提案理由

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図るため、「湧別町立学校養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱」を制定するため、本規則を改正するものである。



湧別町立学校管理規則の一部を改正する規則

湧別町立学校管理規則（平成21年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容）</u></p> <p><u>第4条の9 教育長は、養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（休暇）</p> <p>第42条 略</p> <p>2 職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間<u>（第4項において「病気休暇等」という。）</u>の承認は、あらかじめ校長にあっては教育長（引き続き6日を超えない場合は、校長）が、所属職員にあっては校長が行う。ただし、病気休暇で引き続き90日以上勤務しないものの承認は、北海道教育委員会の承認を得て、教育長が行う。</p> <p>3 略</p> <p>4 校長は、所属職員の年次有給休暇及び<u>病気休暇等</u>を引き続き7日以上承認したときは、その旨を教育長に届出しなければならない。</p> <p>5 略</p>	<p>（休暇）</p> <p>第42条 略</p> <p>2 職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認は、あらかじめ校長にあっては教育長（引き続き6日を超えない場合は、校長）が、所属職員にあっては校長が行う。ただし、病気休暇で引き続き90日以上勤務しないものの承認は、北海道教育委員会の承認を得て、教育長が行う。</p> <p>3 略</p> <p>4 校長は、所属職員の年次有給休暇を引き続き7日以上承認したときは、その旨を教育長に届出しなければならない。</p> <p>5 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第2号

湧別町立学校養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について

湧別町立学校養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱を次のように制定する。

### 記

別紙のとおり

令和5年10月26日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

### 提案理由

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上や標準的な職務の明確化を図るため、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関して必要な事項を制定するものである。

湧別町立学校養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、湧別町立学校管理規則（平成21年教育委員会規則第11号）第4条の9に基づき、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務」という。）を明らかにすること等を通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(養護教諭の標準職務)

第2条 養護教諭の標準職務は、別表第1に掲げるとおりとする。

(栄養教諭の標準職務)

第3条 栄養教諭の標準職務は、別表第2に掲げるとおりとする。

(養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に係る留意事項)

第4条 養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第1に掲げる養護教諭の標準職務及び別表第2に掲げる栄養教諭の標準職務は、校務の中で主として養護教諭及び栄養教諭が行う職務の範囲及びその職務に含まれる具体の業務を示したものであること。
- (2) 校長は、養護教諭及び栄養教諭の標準職務を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。その際に、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校や地域の実情等を踏まえつつ、養護教諭及び栄養教諭が担う職務の範囲が曖昧になったり、徐々に拡大したりしないよう、できる限り具体的に定めること。養護教諭及び栄養教諭が業務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき、教諭等や養護教諭、栄養教諭の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との連携・協力等が求められること。
- (3) 養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域の実情等に応じて養護教諭及び栄養教諭が担うことが必要と校長が認めるものについては、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げている職務を整理又は精選した上で実施することを前提とすることが適切であること。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として保健管理に関すること	健康診断、救急処置、感染症の予防及び環境衛生等に関すること	健康診断の実施（計画・実施・評価及び事後措置） 健康観察による児童生徒の心身の健康状態の把握・分析・評価 緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の疾病の管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参画
		健康相談及び保健指導に関すること	心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施 健康に関する啓発活動の実施
		保健室経営に関すること	保健室経営計画の作成・実施 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとした保健室の環境整備
		保健組織活動に関すること	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会や教職員の保健組織（保健部）等への参画
2	主として保健教育に関すること	各教科等における指導に関すること	各教科等における指導への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）

## 備考

- (1) 養護教諭は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第14項に基づき、当分の間、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされており、兼職発令を受けることにより、

養護教諭としてではなく、教諭・講師として当該職務を遂行することが可能である。

- (2) 校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、湧別町立学校教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱（令和3年教育委員会訓令第3号）の別表の番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、養護教諭の職務とすることも可能である。

別表第2（第3条関係）

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）
		食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等）
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）

備考

校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、湧別町立学校教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表の番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、栄養教諭の職務とすることも可能である。

議案第3号

湧別町部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について

湧別町部活動地域移行検討委員会委員に次の者を委嘱したいので、湧別町部活動地域移行検討委員会設置要綱第3条第2項の規定により教育委員会の議決を求める。

記

別紙のとおり

令和5年10月26日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

部活動の地域移行に関して検討するため、新たに委員を委嘱しようとするものである。

## 議案第3号別紙

## 湧別町部活動地域移行検討委員会委員候補者名簿

任期：委嘱の日～令和8年3月31日

No	区分	住所	氏名	役職等
1	1号委員 (学校教育関係者)	湧別町錦町 266 番地の 2	杉山 英司	ゆうべつ学園校長
2		湧別町北兵村一区 592 番地の 1	綾部 雅一	上湧別中学校校長
3		湧別町芭露 450 番地の 1	川上 智広	芭露学園校長
4		湧別町中湧別南町 844 番地の 1	高野 龍彦	湧別高等学校校長
5		湧別町中湧別南町 915 番地	早川 大介	中湧別小学校校長
6		湧別町錦町 266 番地の 2	豊原 隆之	ゆうべつ学園教頭
7		遠軽町西町 3 丁目 4 番地 25	豊田 修司	上湧別中学校教諭
8		湧別町芭露 450 番地の 1	藤井 陽平	芭露学園教諭
9	2号委員 (スポーツ・文化活動関係者)	湧別町中湧別南町 902 番地の 1	黒川 隆	体育協会会長
10		湧別町北兵村一区 97 番地の 35	下田 英人	スポーツ少年団本部長
11		湧別町北兵村三区 513 番地の 13	牧村 宣幸	スポーツ少年団事務局長
12		湧別町栄町 145 番地	畠山 智光	野球少年団指導者 (湧別マリナーズ)
13		湧別町上湧別屯田市街地 53 番地の 26	兼田 真一	サッカー少年団指導者 (FC Miragross Jr.)
14		湧別町錦町 186 番地の 14	石川 克巳	スポーツ推進委員長
15		湧別町中湧別南町 1011 番地の 14	片岡 幸生	文化連盟理事 上湧別吹奏楽団代表
16	3号委員 (有識者)	湧別町登栄床 349 番地	工藤雄希峰	社会教育委員
17		湧別町栄町 35 番地の 16	遠藤 道代	ゆうべつ学園 P T A 会長
18		湧別町中湧別北町 3018 番地の 37	小島 友子	上湧別中学校 P T A 役員